

交通事故速報

～飲酒運転事故多発!～



平成28年1月7日
帯広警察署
交通第一課係
企画係

非常事態! 飲酒運転による事故多発! 帯広警察署管内で連続に発生!

12月20日以降、音更町職員や帯広市消防職員など連続して6件の飲酒運転事故が発生しています。その他に捜査中のものもあり、『北海道飲酒運転根絶条例』が施行された中で、帯広警察署では危機感を強めています。

新しい年を迎え、各事業所等で新年会の開催や他に成人式・同窓会など飲酒の機会が増えておりますので、飲酒運転根絶に向けて

「飲酒運転しない・させない・許さない」

を実践しましょう。

飲酒運転根絶条例

条例の目的(第1条)

飲酒運転根絶に関し、道、道民、事業者等の責務を明らかにすること等により、もって、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資する。

道民の責務(第5条)

飲酒運転をしない、車を運転する時は飲酒しない。
飲酒運転をしている者やその疑いのある者を制止する。等

事業者の責務(第6条)

車両の運行に当たって、従業員に飲酒運転をさせない。
従業員に対して、飲酒運転根絶の教育、指導などを行う。等

飲食店・酒類販売業者の責務(第7条)

店内に飲酒運転防止文書を掲示する。
来店者の飲酒運転を制止する。等

タクシー・代行業者の責務(第8条)

タクシーや代行の利用について広報活動を行う。
利用者の飲酒運転を制止や防止をする。

イベント等を主催するものの責務(第9条)

イベント等で酒類の提供又は飲酒が想定される時は、参加者に飲酒運転防止の啓発等を行う。

通 報(第10条)

飲酒運転を発見した場合は、警察官への通報に努める。
飲酒運転を発見したら「110番又は警察署」へ通報してください。
緊急でない場合は、北海道警察ホームページ「飲酒運転ゼロボックス」までメールで通報をお願いします。